

～ 住宅の機能や性能を向上させる方に ～

宇都宮市住宅改修事業費補助金

令和8年度版



この補助金は、**持家や借家にお住まいの方**、**中古住宅を取得する方**が、安全・安心・快適な居住環境を創出していただくことを目的に、住宅の性能や機能を向上させる改修工事費用の一部を補助するものです。

申請に当たっては、**工事契約前に事前申込が必要**になります。また、**申請者や工事などの要件がありますので、本パンフレット・宇都宮市住宅改修事業費補助金交付要綱をご覧ください。**

目次

1	資格要件	1
2	対象となる工事	2
3	併用できない他の補助制度	4
4	補助金額	4
5	補助金申請の流れ	5
6	補助金の申請方法	6
7	申請・請求に必要な書類	7
8	宇都宮市電子申請共通システムを活用した電子申請	8
9	交付決定の取消・補助金の返還	8
10	よくある質問	9

【お問合せ先】

宇都宮市 都市整備部 住宅政策課 住宅政策グループ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2735

E-mail u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp

1 資格要件

○ 本補助金の交付を受けるためには、次の資格要件を**全て満たす**必要があります。

項目	内容
対象住宅	○市内にある住宅であること。
対象工事	○住宅の機能や性能を向上させる 工事（2ページ参照） であること。 ○令和8年4月1日以降に事業者と契約して行う工事であること。 ○本補助金の事前申込後に事業者と契約して行う工事であること。
申請者	○ 工事を実施した住宅（借家も含む）に居住（住民登録）している者であること。 ○対象工事の契約者かつ工事費用を支払った者であること。
その他	○ 世帯員全員について、次の要件を全て満たしていること。 ・市税の滞納がないこと。 ・ 自治会に加入していること* 。 ・宇都宮市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。 ・過去に同一の住宅について本補助金を利用していないこと。 ・今回の対象工事に関し、併用できない他の補助制度（4ページ参照）を利用していないこと。

※ 地域コミュニティ活性化のため、自治会への継続加入をお願いします。

（自治会の加入方法等についてのお問合せ先）

- ・ 宇都宮市自治会連合会事務局（市役所10階） 632-2289
- ・ みんなでまちづくり課（市役所10階） 632-2287

2 対象となる工事

区分	内容
1 断熱改修	<ul style="list-style-type: none"> ○窓（勝手口は除く）、屋根、天井、壁又は床の断熱改修工事 ○省エネ基準（平成28年基準）を満たすことが必要です（省エネ基準は3ページ参照）。
2 バリアフリー改修	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険法に規定する以下のバリアフリー改修工事 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅内部や住宅と外部をつなぐ通路等への手すり設置、段差解消、通路面の滑り防止・円滑化等のための材料変更 ・引き戸等への扉の取替え ・和式から洋式への便器取換え、洋式便器の向き・高さの変更
3 防犯性向上	<ul style="list-style-type: none"> ○「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された製品（CPマーク付き製品）を使用した工事 <div style="text-align: right;"> <small>スマートフォンで検索</small> <small>CPマーク</small>   </div>
4 間取り変更 （多子世帯のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ○居室、収納の増設など、間取りを変更する工事 ○2人以上の子（うち18歳未満のものが1人以上）と同居する世帯のみが対象です。
5 増設 （多世代同居のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ○台所、浴室、トイレ又は玄関の増設工事で、改修後にこれらのどれか2つ以上が複数（既存のものを含む。）になる工事 ○世帯員のいずれかの直系尊属又は直系卑属が3世代以上で同居する世帯のみが対象です。
6 太陽熱温水器設置	<ul style="list-style-type: none"> ○「(一社)ベターリビング」による優良住宅部品の認定を受けた太陽熱温水器（BLマーク付き製品）を新たに設置する工事 <div style="text-align: right;"> <small>スマートフォンで検索</small> <small>BLマーク</small>   </div>
7 地域活用に向けた間取り改修	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の一部を集会所、子どもや高齢者の居場所等、地域コミュニティ活性化の場として活用するための工事

【お知らせ】固定資産税（家屋）の減額

断熱改修工事又はバリアフリー改修工事のうち、一定の要件を満たす場合、申告により、固定資産税（家屋）の減額を受けることができます。詳しくは、以下の市ホームページからご確認ください。

問合せ先：理財部資産税課家屋第1グループ（市役所2階） 632-2250

スマートフォンで検索



1 窓の断熱改修

(1) 戸建住宅の場合

以下の熱貫流率及び日射遮蔽対策の基準を両方満たすもの

熱貫流率	日射遮蔽対策
4.7以下	以下のいずれかを満たすこと ・開口部の日射熱取得率が0.59以下であること ・ガラスの日射熱取得率が0.73以下であること ・付属部材を設けること ・ひさし、軒等を設けること

(2) 共同住宅の場合

熱貫流率4.7以下を満たすもの

2 屋根、天井、壁、床の断熱改修

以下の熱抵抗の基準値を満たすもの

(1) 充填断熱工法の場合

部位		工法等	熱抵抗の基準値
屋根		桝組壁工法・軸組工法	4.6以上
天井		桝組壁工法・軸組工法	4.0以上
壁		桝組壁工法	2.3以上
		軸組工法	2.2以上
床	外気に接する部分	桝組壁工法	3.1以上
		軸組工法	3.3以上
	その他の部分	桝組壁工法	2.0以上
		軸組工法	2.2以上
土間床等の外周部	外気に接する部分	桝組壁工法・軸組工法	1.7以上
	その他の部分	桝組壁工法・軸組工法	0.5以上

(2) 外張断熱工法の場合

部位		工法等	熱抵抗の基準値
屋根		桝組壁工法・軸組工法	4.0以上
天井		桝組壁工法・軸組工法	4.0以上
壁		桝組壁工法・軸組工法	1.7以上
床	外気に接する部分	桝組壁工法・軸組工法	2.5以上
		桝組壁工法	2.0以上
	その他の部分	軸組工法	2.2以上
土間床等の外周部	外気に接する部分	桝組壁工法・軸組工法	1.7以上
	その他の部分	桝組壁工法・軸組工法	0.5以上

3 併用できない他の補助制度

- 住宅改修を目的とした他の補助制度との併用はできません。併用できない代表的な補助制度は次のとおりです。最新情報は、市ホームページに掲載しているパンフレットをご覧ください。
- 他の補助制度の内容については、それぞれの実施団体・担当課にお問合せください。

実施団体	補助制度の名称
国	先進的窓リノベ事業
	みらいエコ住宅事業
本市	介護保険における居宅介護住宅改修費・居宅支援住宅改修費の支給（高齢福祉課）
	高齢者にやさしい住環境整備事業費補助金（高齢福祉課）
	重度身体障がい者住宅改造費補助金（障がい福祉課）

4 補助金額

- 補助対象工事に要した費用の10%（千円未満切り捨て※）
- ただし、上限10万円

※例1：555,000円（税込み）の補助対象工事を行う場合は、10%に相当する55,000円（千円未満切り捨てのため）が補助金額になります。

※例2：9,999円（税込み）以下で補助対象工事を行う場合は、10%に相当する金額が千円未満（999円）のため、補助金額は0円になります。

【補助対象工事費として算定する項目例】

工事の内容	算定する費用
断熱改修（窓）	断熱窓本体，設置，断熱窓設置に伴う解体，処分，運搬等
断熱改修（屋根・天井・壁・床）	断熱材本体，設置，断熱改修に伴う外壁等の解体，処分，運搬等
バリアフリー化（段差解消工事）	床の嵩上げ（土間コンクリート施工・ボルト足本体），段差解消に伴う解体，処分，運搬等
バリアフリー化（手すり設置）	手すり本体，設置，設置個所の強度向上に伴う解体，処分，運搬費等
防犯性向上	部品本体，設置，設置に伴う解体，処分，運搬等
間取り変更（居室・収納の増設）	間取り変更に必要な設備本体，設置，居室・収納の増設に当たり発生した解体，処分，運搬等
増設（台所，浴室，トイレ，玄関のうち2つ以上が複数になる工事）	設備本体，設置，設備増設に当たり発生した設備解体，処分，運搬等
太陽熱温水器設置	設備本体，設置，設置に当たり発生した解体，処分，運搬等
地域活用に向けた間取り改修	間取りの改修に当たり発生した解体，処分，運搬等

5 補助金申請の流れ

補助金の事前申込【有効期間1年】

※ 補助金の事前申込前に契約した工事は補助の対象となりませんので、ご注意ください。

工事契約・着工・完了

工事費用の支払

補助金の申請・請求

【市】申請書類の審査
補助金額の決定・交付

補助金の受領

※支払い時期は、交付決定通知日から
2～3週間後になります。

この間1年以内
の申請が対象

この間6か月以内
の申請が対象

【申請期限】
事前申込日から1年以内かつ
工事費用の支払完了日（領収
書の日付等）から6か月以内

【市】
申請書類を毎月月末締めで審査し、
審査月の翌月下旬に、申請者に
審査結果を通知します。

6 補助金の申請方法

【申請に当たっての注意事項】

- 審査結果にかかわらず、**申請書類は返却しません（申請書類は写しも可）。**
- 書類を記入するときは、**文字を消すことができる筆記用具（鉛筆、フリクションペンなど）は使用しないでください。**
- 書類の訂正は、間違えた所に二重線を引き、その上に正しい文言を記入してください。**修正ペンや修正テープの使用はできません。**
- 審査の結果、追加で書類提出や資格要件の確認を求めることがあります。書類の連絡先の欄には、**日中に連絡の取れる電話番号（他の世帯員の連絡先でも可）やメールアドレス（u1605@city.utsunomiya.tochigi.jpからのメールを受信できるように設定したもの）**を記入してください。
- **予算の範囲内での補助となり、予算上限になり次第受付を終了します。**

(1) 補助金の事前申込

- ・ 「事前申込書（様式第1号）」に必要事項を記載し、市役所10階・住宅政策課へ**持参・郵送・宇都宮市電子申請共通システム**（8ページ参照）により提出してください。
- ・ **事前申込の受付完了通知は送付しませんので、事前申込の提出後は随時、工事の契約等を進めてください。**
- ・ **事前申込受付後に事前申込者の変更はできませんので、ご注意ください。**
- ・ 事前申込の有効期間は1年間です。
- ・ 事前申込をもって補助金の交付を確約するものではありませんので、ご注意ください。後日ご提出いただく交付申請書類の審査後に、補助金の交付又は不交付を決定し、文書で通知します。
- ※ 資格要件（1ページ参照）は、事前申込時に全て満たす必要はありませんが、補助金の申請・請求時には全て満たす必要があります。

(2) 補助金の申請・請求

- ・ 申請・請求に必要な書類（7ページ参照）を**全て揃えて**、市役所10階・住宅政策課へ**持参・郵送・宇都宮市電子申請共通システム**により提出してください。
- ※ 書類の提出時点で、資格要件を全て満たしていることが必要です。
- ・ **事前申込日から1年以内かつ工事費用の支払完了日（領収書の日付等）から6か月以内（消印有効）に申請してください。**
- ※ **期限を過ぎた申請は、補助の対象外**となります。
- ・ 補助申請＝交付の決定ではありません。申請書類を毎月月末締めで審査し、交付又は不交付を決定した上で、書面により通知します。
- ・ 本補助金は所得税法上の課税対象となります。交付決定通知書は、確定申告に必要となりますので、大切に保管してください。

7 申請・請求に必要な書類

(1) 共通書類（全ての申請者に必要な書類です。）※写しの提出可

必 要 書 類	内 容
① 交付申請書兼請求書 (様式第2号)	○事前申込者と同一名義で記入したもの ○申請者と口座名義人は同一であることが必要です。
② 個人情報調査の同意書 (様式第3号)	○申請に係る世帯全員が記入したもの ○対象工事が「増設（2ページ参照）」の場合は、同居する世帯全員の記入が必要です。
③ 事業者と工事契約したことを確認できる書類 (契約書、請書など)	○対象工事の 契約日、契約者名、契約金額、工事場所、契約した事業者名 を確認できるもの ○ 事前申込後の契約 であることが必要です。
④ 工事内容・経費内訳を確認できる書類 (見積書など)	○補助対象経費の内容※、金額の内訳が分かるもの ※断熱改修の場合は、省エネ基準を満たしていることがわかるよう以下を記載してください。 ・窓：商品名、ガラスの種類、熱貫流率、日射熱取得率 ・窓以外：断熱材の種類・厚さ、工事の工法・部位、熱抵抗値 ※防犯性向上の場合は、「防犯性能の高い建物部品目録」に記載されている「管理番号」を記載してください。 ○経費内訳の合計額が、「⑤工事費用を支払ったことが確認できる書類（領収書など）」の金額と一致しているもの ○対象工事の箇所が分かるようにマーカーを引くなどしたもの
⑤ 工事費用を支払ったことが確認できる書類 (領収書など)	○対象工事の 支払者名、支払日、支払金額 を確認できるもの ○複数業者で工事を行うなど領収書が複数枚ある場合は、全て提出してください。
⑥ 対象工事箇所の施工前・施工後の写真	○カラー印刷したもの ○工事前後を比較できるよう 同一の場所から撮影 したもの ○防犯性向上又は太陽熱温水器設置工事の場合は、製品に貼ってある「CPマーク」又は「BLマーク」を撮影してください。
⑦ 自治会加入宣誓書 (様式第4号)	○ 宮PASSの写しを貼り付けてください。 ○宮PASSは自治会長が配付しています。自治会長の連絡先を知りたい場合などは、お問合せください（お問合せ先は1ページ下段参照）。

(2) 追加書類（間取り変更又は増設工事を申請する場合に必要な書類です。）※写しの提出可

- ・ 工事箇所を示す平面図
- ・ 子どもが胎児であるときは、母子手帳（発行年月日と経過を確認できるページ）

8 宇都宮市電子申請共通システムを活用した電子申請

- 宇都宮市電子申請共通システムから補助金の電子申請ができます。
- ご利用には、あらかじめ利用者の新規登録が必要です。

【宇都宮市電子申請共通システム】

市ホームページを開き、「トップページ」>「市政情報」>
「便利な機能」>「宇都宮市電子申請共通システム」

スマートフォンの場合はこちら 



- 手順1** 宇都宮市電子申請共通システムを開き、「申請できる手続き一覧」から「個人向け手続き」を選択
- 手順2** 手続き一覧の中から「宇都宮市住宅改修事業費補助金の事前申込」又は「令和8年度宇都宮市住宅改修事業費補助金」を選択
- 手順3** 申請情報を入力し、申請に必要な書類を電子データで添付

9 交付決定の取消・補助金の返還

- 次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定を取り消します。
 - ・ 宇都宮市補助金等交付規則や宇都宮市住宅改修事業費補助金交付要綱に違反した場合
 - ・ 偽りその他不正な手段により交付決定を受けた場合
 - ・ 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- **上記事実が判明した場合は、補助金を速やかに返還していただきます。**

10 よくある質問

	質問	回答
1	外壁塗装工事は対象になりますか？	対象になりません。
2	市役所で業者を紹介してくれますか？	業者の紹介はしていません。
3	事前申込・申請は地区市民センターや出張所でも受け付けていますか？	受け付けていません。事前申込・申請は本庁10階住宅政策課へ提出又は郵送，宇都宮市電子申請共通システムで申請してください。
4	補助金の事前申込をしたら直ぐに工事の契約をして良いですか？	市から事前申込受付完了の通知はしませんので，事前申込後直ぐに工事の契約をして構いません。
5	事前申込完了後に事前申込者を変更することはできますか？	変更はできません。事前申込者は「補助金の申請者＝工事契約者＝工事費用を支払った者」になりますので，ご注意ください。
6	既存の浴室をユニットバスに改修することにより，段差の解消等を行う場合，対象になりますか？	<p>ユニットバスの設置全てが対象となるわけではなく，以下の①～⑤を目的とする改修が対象になります。ユニットバスで申請する場合は，対象部分と対象外部分が混在しているため，見積書等に改修箇所と金額を明確に記載してください。</p> <p>【対象となる工事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①立ち上がり用の手すりの取り付け ②浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とした浴室床部分の改修 ③脱衣所と浴室の段差解消を目的とする浴室床部分の改修 ④浴室床と浴槽底の高低差があるため，浴槽の跨ぎを低くすることによる段差の解消としての浴槽の取替え ⑤利用者の身体状況に合わせた引き戸等への取替え
7	現場確認はしますか？	提出書類で審査できない場合は，現場確認をする場合があります。
8	購入した材料を使用して自分で工事をした場合，購入費は対象となりますか？	対象になりません。事業者と契約した工事が対象になります。